

農地中間管理事業推進のしおり

令和7年度版

令和7年4月

山口県農地中間管理機構

公益財団法人 やまぐち農林振興公社

農地中間管理事業推進のしおり（目次）

農地中間管理事業の概要	P 1 ~ 9
概要の参考資料Ⅰ	
①市町別農地集積（機構転貸）実績	P 10
②市町別機構活用の経営体数（個人・組織別）	P 11
③令和7年度 促進計画（配分）に関する公告 スケジュール（案）	P 12
④令和7年度 促進計画（一括）手続き スケジュール（案）	P 13
⑤「2段階方式」事務実施全体フロー	P 14
⑥〔同上 市町・機構事務実施フロー	P 15
⑦〔同上〕促進計画の添付書類	P 16
⑧〔一括方式〕事務実施全体フロー	P 17
⑨〔同上 市町・機構事務実施フロー	P 18
概要の参考資料Ⅱ	①～⑩事業活用例 P 19 ~ 29
概要の参考資料Ⅲ	所有者不明農地の利活用のための制度概要 P 30
農地中間管理事業Q&A	P 1 ~ 30

事業規程等

- ・事業規程等は、公社ホームページに掲載していますが、一部を「本しおり」に掲載
- ・掲載にあたっては、各々の掲載先頭ページに次のような【標記インデックス】を貼付

インデックス標記	規程等の名称
貸借事業規程	山口県農地中間管理事業規程
貸借実施要領	農地中間管理事業事務実施要領
貸借様式	（同上）実施要領の様式一覧表と各様式
様式記載例	（同上）実施要領の一部様式の記載例
売買規程	山口県農地中間管理機構の事業の特例に関する規程
事務処理要領	山口県農地中間管理機構の農地売買等事業に係る事務処理要領
売買様式	（同上）事務処理要領の様式一覧表と各様式
所有者不明農地	所有者不明農地の利用権設定等に係る事務処理要領

農地中間管理事業の概要

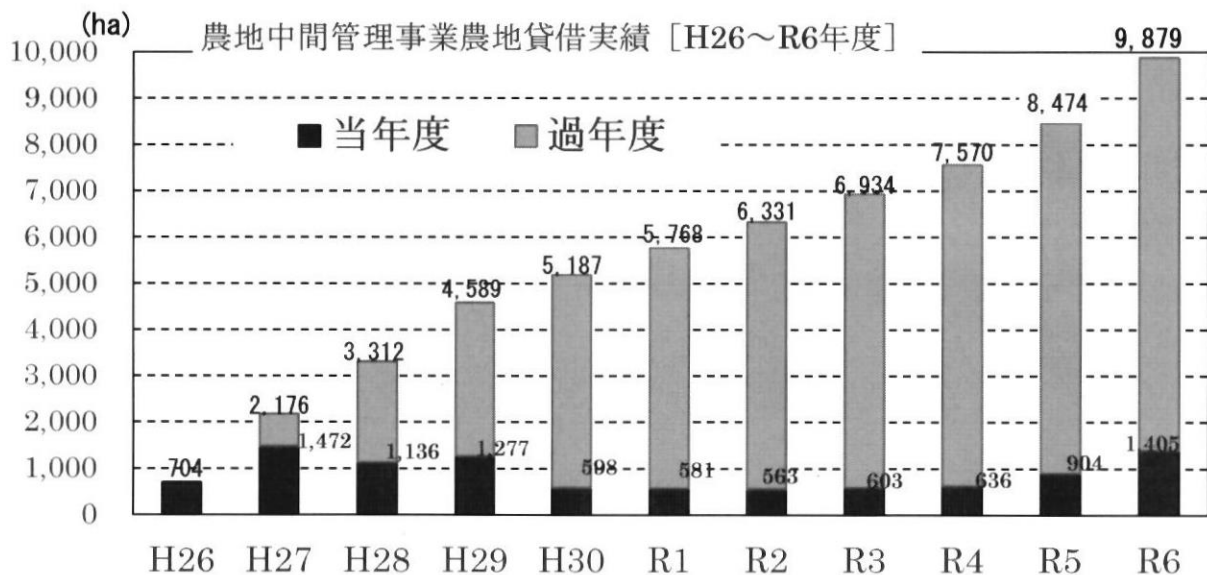
(県認可公告事務の権限移譲を前提)

1 事業の趣旨

農業経営の規模の拡大、農地の集団化、農業への新規参入者の促進等を通じて、農地の利用の効率化及び高度化を図ることで、農業の競争力を強化し、農業を持続可能なものとするため、平成 25 年 12 月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」(以下「機構法」という。)が制定されました。都道府県ごとに農地中間管理機構を設置し、地域内に分散・錯綜する農地を担い手等へ集積・集約化して、担い手の農地利用が全農地の 8 割(山口県においては全農地の 7 割)を占める生産構造を実現することが目標となっています。

2 農地中間管理機構とは

農地の貸借(農地中間管理事業)を主体に、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、その実現を目指して事業を行う法人です。山口県においては、「公益財団法人やまぐち農林振興公社」が農地中間管理機構(以下「機構」という。)として県知事から指定を受けて事業を行っています。



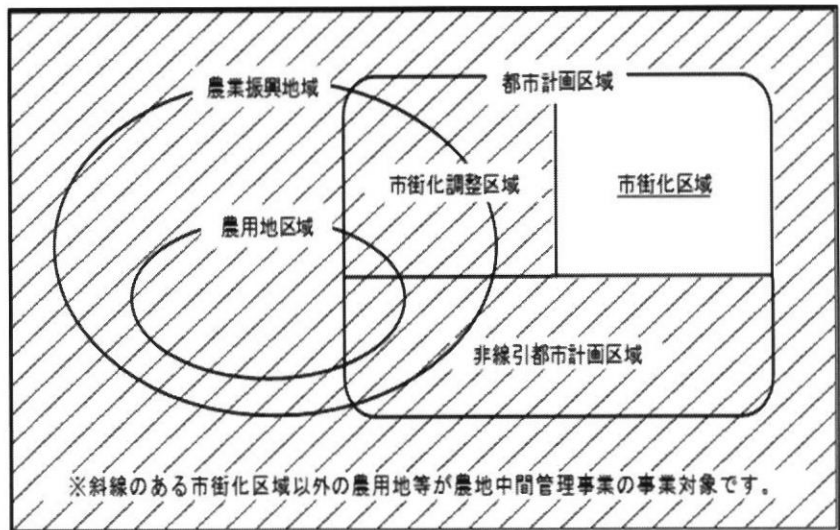
3 農地中間管理事業とは

機構が市街化区域(※1)以外の農用地等を対象に実施する事業で、主に次の事業から成り立ちます。農業経営基盤強化促進法(以下「基盤法」という。)に基づく地域計画が策定された区域で重点的に取り組むこととなっています。

- (1) 農用地等(※2)について農地中間管理権(※3)を取得し、担い手等に貸付けを行う事業
- (2) 農地中間管理権を有する農用地等の造成、改良又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務、農用地等の管理を行う事業

※1 市街化区域とは、都市計画法で指定される都市計画区域の1つです。

すでに市街化を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされています。



※2 農用地等とは、機構法第2条第2項に定められた以下のものを指します。

- ①農用地
- ②木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
- ③農業用施設の用に供される土地
- ④開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地

※3 農地中間管理権とは、機構法第2条第5項に定められた、機構が取得する以下の権利を指します。

- ①賃借権又は使用貸借による権利
- ②農地貸付信託により取得する所有権
- ③農地法第41条第1項に基づく知事裁定による利用権

4 農業経営基盤強化促進法等の一部改正

基盤法及び機構法が一部改正され、令和5年4月から施行されました。

これまでの「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿が目標地図として明確化されます。令和7年4月からの農地貸借は、地域計画(目標地図)に基づいて行われることとなり、利用権設定等促進事業(いわゆる相対契約)と農地中間管理事業が統合一本化された仕組みが始まります。

R5年3月以前

①農地法第3条に基づく農業委員会の許可

②市町が定める農用地利用集積計画の公告(基盤法)

※いわゆる相対契約

③農地中間管理事業による利用権設定

R7年4月以降

①農地法第3条に基づく農業委員会の許可

②農地中間管理事業による利用権設定

※R5年4月～R7年3月

は経過措置期間

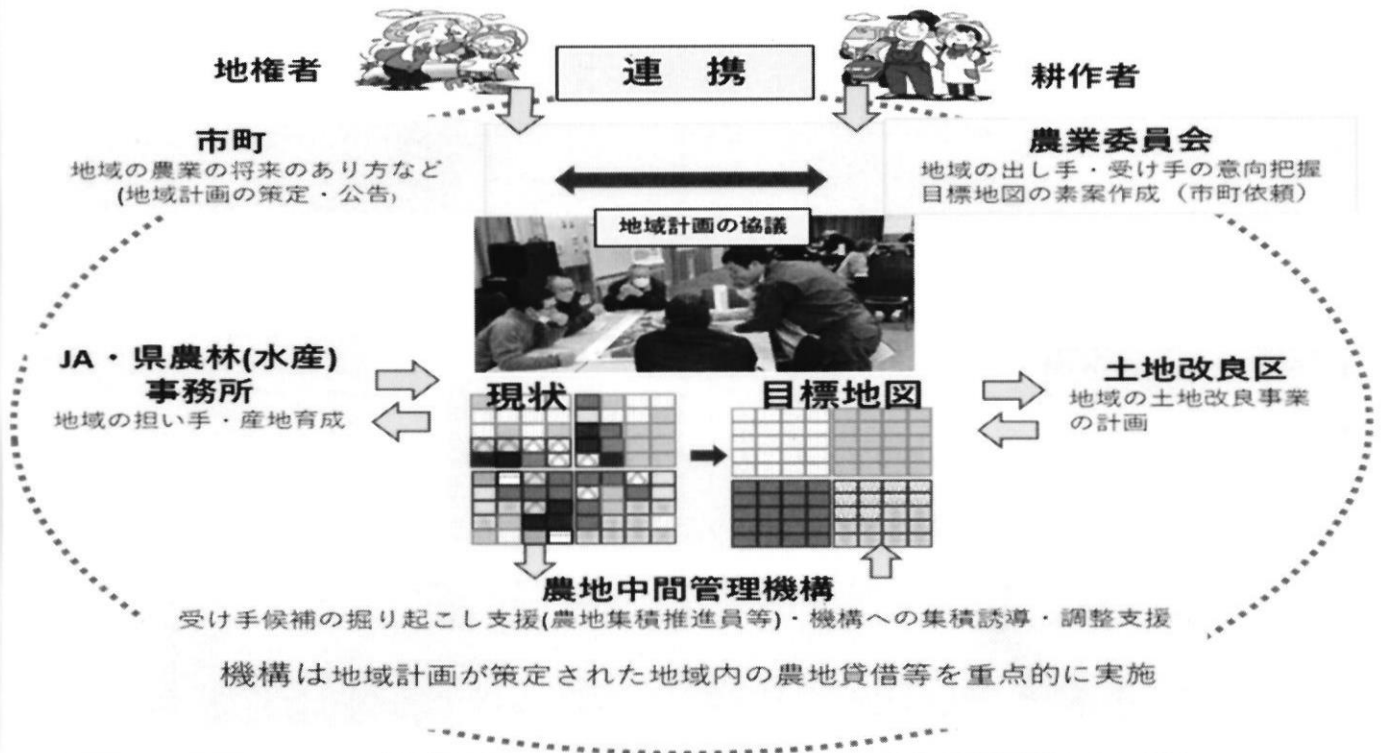
統合一本化

これに伴い、農地の機構への集積と担い手等への配分は、農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」という。)によって行われることになります。

また、促進計画に係る手続きは、機構による農地中間管理権の取得と耕作者への貸付を「集積」と「配分」の2つの促進計画で行う2段階方式と、農地中間管理権の取得と耕作者への貸付を1つの促進計画で行う一括方式を設けます。

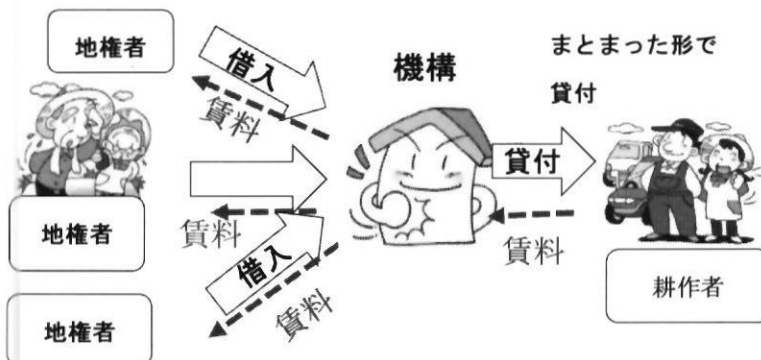
※事業のイメージ

機構を通じた新たな農地貸借のしくみ



※農地中間管理機構を活用する【促進計画による手続き】は次の2通りがあります。

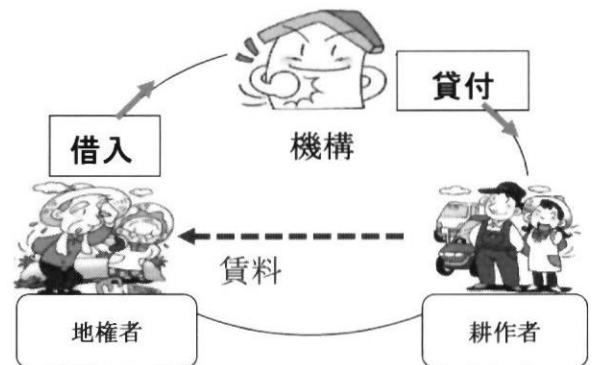
2段階方式



【「集積(借入)と配分(貸付)」の2つの促進計画】

- 契約設定期間は10年を基本
- 賃料の徴収・支払は、機構が実施
- 契約期間中に変更が生じた場合、所定の手続きで変更可能

一括方式 3者契約



【借入から貸付まで1つの促進計画】

- 契約設定期間は、短期(5年未満)も可
- 賃料は、地権者と耕作者間で直接受け渡し
- 契約期間中に変更が生じた場合、原則として解約

参考資料 I	① 市町別農地集積（機構転貸）実績	P 10
	② 市町別機構活用の経営体数（個人・組織別）	P 11
	③ 令和 7 年度 促進計画（集積・配分・一括）に係るスケジュール	P 12, 13
	④ [2 段階方式] 事務実施全体フロー	P 14
	⑤ [同上] 市町・機構事務実施フロー	P 15
	⑥ [同上] 促進計画の添付書類	P 16
	⑦ [一括方式] 事務実施全体フロー	P 17
	⑧ [同上] 市町・機構事務実施フロー	P 18

5 市町等への業務委託

機構は事業を実施するにあたり、業務の一部を市町等へ委託します。[機構法第 22 条]

※機構が委託することができない業務とは、機構法第 22 条及び同法施行規則第 18 条に定める以下のものを指します。

- ① 促進計画の決定
- ② 農地中間管理権の取得の決定
- ③ 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務の実施の決定
- ④ 事業計画、収支予算、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成

6 農地集積推進員の配置

機構は、地域計画の策定主体である市町や農業委員会をはじめ、土地改良区、農業協同組合など関係機関と連携し、農地中間管理事業を円滑に推進するため、県内に一定の活動範囲を定めた農地集積推進員をきめ細かく配置します。

7 2 段階方式における貸借手続き

(1) 機構による農地中間管理権の取得（地権者からの借入れ）

ア 農用地等の借入条件

- ① 原則として、地域計画の目標地図に位置付けられた農用地等であること。
- ② 耕作者（受け手）への貸付けが見込まれる農用地等であること。

イ 農地の借入期間

機構は、借入を行うにあたっては、可能な限りその期間が 10 年以上(機構と耕作者との契約期間が満 10 年になるように、借入期間を調整) となるよう努めます。しかしながら、耕作者が高齢等の理由により、10 年未満を希望されることも多くなっていることから、最短期間を 5 年とし、借入期間は 5 年から 10 年を基本としています。

ウ 借入（農地中間管理権の取得）手続き

地域計画の達成に資するよう地権者と機構間の促進計画（集積）を作成します。具体

的には、市町が農業委員会の意見を聴取し、機構に促進計画（集積）案を提出する、もしくは、農業委員会が市町の意見を聴取して、機構に促進計画（集積）の作成を要請することを基本とします。

機構は、市町長に促進計画（集積）の認可の申請を行い、公告により貸借等が成立します。

エ 農地中間管理権の解除

農地中間管理権を有する農地が次のいずれかに該当するときは、県知事の承認を受けて、当該契約を解除する場合があります。

- ・農地中間管理権を取得した後、又は貸付先との契約が解除となった後、概ね1年を経過してもなお当該農地の貸付けを行う見込みがないとき
- ・災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき

(2) 機構からの利用権の設定（耕作者への貸付け）

ア 貸付対象となる耕作者（受け手）

	地域計画の区域内	地域計画の区域外
原則	地域計画に位置づけられた農業を担う者	担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織）
その他	上記以外の者で、地域計画の達成に向け、市町・農業委員会が必要と認める者	上記以外の者で、地域農業の発展に向け市町・農業委員会が特に必要と認める者

イ 貸付手続き

地域計画の達成に資するよう機構と耕作者間の促進計画(配分)を作成します。

具体的には、市町が農業委員会の意見を聴取し、機構に促進計画（配分）の案を提出する、又は農業委員会が市町の意見を聴取して、機構に促進計画（配分）の作成を要請することを基本とします。

なお、地域計画が策定されていない地域においては、機構は、促進計画(配分)案について縦覧（機構ホームページで公表）を行い、利害関係人からの意見を求めた上で、機構と耕作者間の促進計画(配分)を決定し、県知事に認可の申請を行います。

その後、県の認可・公告（県のホームページに掲載）を経て、貸借等が成立します。

参考資料Ⅱ	事業活用事例	P19 ~ P29
-------	--------	-----------

ウ 利用状況の報告

機構は、農地の利用状況について確認する必要があると判断した場合、耕作者に対し、農用地等の利用状況報告書の提出を求めることがあります。

エ 利用権の解除

次のいずれかに耕作者が該当するときは、機構は県知事の承認を受けて、設定した

利用権を解除することがあります。

- ・借受農地を適正に利用していないと認められるとき
- ・正当な理由なく借受農地の利用状況の報告をしないとき
- ・正当な理由なく賃料を支払わないとき、その他信義に反した行為をしたとき
- ・農地法その他の農業に関する法令に違反している事実が判明したとき

8 一括方式における貸借手続き

(1) 借入・貸付条件

借入・貸付条件は、基本的には2段階方式と同様ですが、貸借期間は5年未満の短期間も可能としています。

(2) 農地中間管理権の取得及び貸付手続き

地域計画の達成に資するよう地権者・耕作者と機構間の促進計画（一括）を作成します。具体的には、市町が農業委員会の意見を聴取し、機構に促進計画（一括）の案を提出する、もしくは、農業委員会が市町の意見を聴取して、機構に促進計画（一括）の作成を要請することを基本とします。

なお、地域計画が策定されていない地域においては、機構は、促進計画(一括)案について縦覧（機構ホームページで公表）を行い、利害関係人からの意見を求めた上で、促進計画(一括)を決定します。

その後機構は、市町長に促進計画（一括）の認可の申請を行い、公告により貸借等が成立します。

(3) その他

利用状況の報告及び利用権の解除については、2段階方式と同様の対応となります。

9 機構による賃料の徴収と支払い

(1) 2段階方式における取扱

賃料の徴収と支払は、促進計画等に記載の賃料の支払方法に基づき行います。耕作者には、徴収月の1ヶ月前頃に機構から徴収日と当該年の賃料について事前通知を行います。地権者には、支払月の1ヶ月前頃に機構から支払日と当該年の賃料について事前通知を行います。

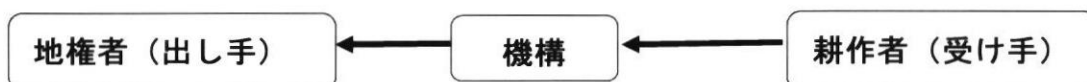
(2) 一括方式における取扱

機構は、耕作者への賃料請求権を地権者に債権譲渡することから、地権者への賃料支払い債務が弁済され、地権者は直接、耕作者に賃料の請求を行うことができます。（民法466条及び467条）。よって、賃料の支払方法（支払い時期・振込方法等）については、地権者と耕作者が協議し、耕作者が地権者に直接賃料を支払います。

(3) 賃料の徴収と支払いの方法（2段階方式）

ア 金納の場合

機構は耕作者から当該年の賃料を徴収し、その後機構が地権者へ支払います。なお、必要書類は、地権者は(ア)、耕作者は(イ)です。



(ア)口座振込依頼書兼委任状

〔賃料金額のほか、賃料受取の口座情報
(金融機関名、口座名義人、口座番号)
を記載したもの〕

(イ)貯金口座振替依頼書

〔口座振替のための口座情報（口座
名義人、口座番号）と毎年の振替
日を記載したもの〕

※契約期間中に相続等が発生し、契約者の変更が生じたときは、(ア)、(イ)の書類を相続人等の名義で作成し直すことが必要となります。

金 納	耕作者	地権者
1 1 月	11 月 10 日の徴収	11 月末日までの支払い

※徴収日が、土・日・祝日の場合は、翌営業日となります。

イ 物納の場合

耕作者が、毎年 12 月末日までに直接、地権者に物納し、1 月 15 日までに機構に「納入済み」の報告を行います。

(4)賃料の税法上の取扱い

- ・地権者が受け取る賃料は、「不動産所得」として扱われます。
- ・耕作者が支払う賃料は、農業所得計算上の「必要経費」として扱われます。

10 契約の変更手続き

「2段階方式」における地権者と機構間及び機構と耕作者間の契約の変更は、地権者と耕作者の合意によることが前提となります。これを受けて、機構は県及び市町と協議の上、手続きを行います。

「一括方式」における契約の変更は、相続による契約者の変更の場合のみで、地権者と耕作者の合意により手続きを行います。その他の変更については、一旦契約を解約後再契約を行うこととなります。

11 契約の解約手続き

2段階方式における機構と耕作者間の契約を解約する場合は、次の耕作者が決定していない場合は、原則として地権者と機構間の契約も解約します。この際、「地域計画」の協議等を通じて次の耕作者を決めていく必要があります。

一括方式における解約は、地権者と耕作者の合意に基づきその手続きを行います。

12 果樹・施設等農地附属物が有る農地の原状回復について

契約を中途解約する場合や契約満了後契約を更新しない場合の原状回復について、地権者・耕作者は、次のとおり手続きを行うこととし、公社及び市町、農業委員会等関係機関は、円滑に手続きが進むよう、必要に応じ、連携して指導・助言を行います。

- (1) 耕作者は、貸借契約締結当時に地権者と申し合わせた内容で原状回復を行う。
- (2) 地権者は、上記(1)の原状回復の状況を確認する。

13 契約期間満了の通知

2段階方式においては、契約終期の6ヶ月前を目安に機構から地域計画の策定主体である関係市町に契約期間満了の通知を送付するとともに、当分の間、耕作者に対しても通知文書を送付します。

14 契約期間満了後の再契約

契約期間満了の通知を受けた耕作者は、地権者と今後の契約について協議し、引き続き貸借する場合は、市町に連絡し新規契約時と同様に関係書類を作成し手続きを行います。

地権者が耕作者との契約を希望しない場合は、地権者自身が耕作するか、市町担当者や地域の農業委員・農地利用最適化推進委員等と相談し、新たな耕作者を探します。

15 所有者不明農地への対応

相続放棄等で地権者が不明となり遊休農地化する恐れのある農地を有効活用するため、公社は、農地法第41条に基づく県知事裁定により、農地中間管理権を取得し、耕作者へ貸付を行うことができます。

参考資料Ⅲ 所有者不明農地の利活用のための制度概要 P30

16 農地中間管理機構の特例事業（農地売買等事業）

基盤法第7条の規定に基づき農地売買等事業を実施します。

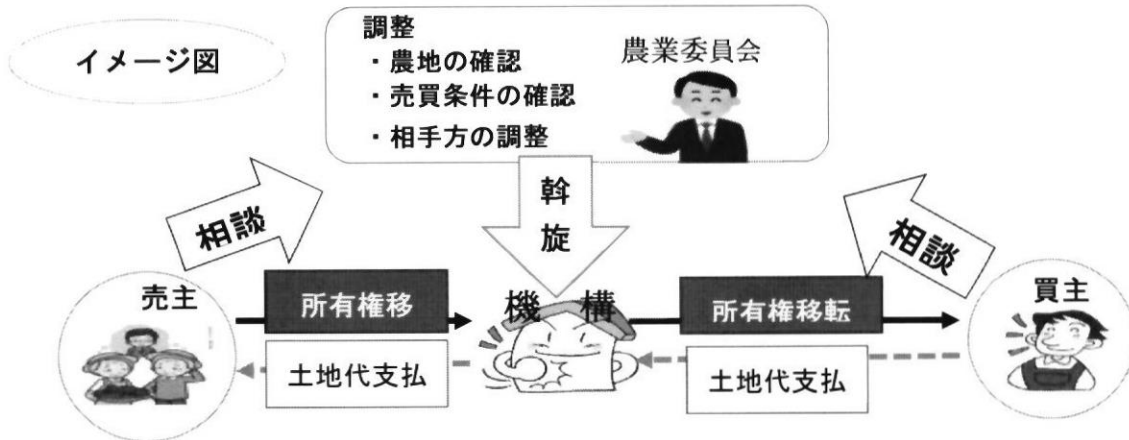
(1) 基本方針

- ①機構法による農用地利用集積等促進計画に基づく手続きを原則とします。
- ②農業委員会のあっせん等の取組みをベースに事業を進めます。

(2) 農地売買等事業の要件

農地売買を行うための補助事業は、次の2つがあります。

	農地売買等支援事業（国庫）	農林地売買等事業（単県）
農地	概ね1,000㎡以上の農用地	
要件	地域計画区域内かつ農振農用地区域内の農用地 ・ほ場整備対象（見込み）農用地 or ・まとまった農用地（効率的農作業可能）	農振農用地区域内の農用地 ➡ ほ場整備事業に係る売買は優先実施（従前地売買）
買主要件	地域計画において、対象農地の農業を担う者と位置づけられ、かつ下記のいずれかの担い手要件を満たす者 ・認定農業者・特定農業法人 ・基本構想水準到達農業者・認定就農者	次のいずれかの者 ・認定農業者 ・特定農業法人 ・基本構想水準到達農業者 ・認定就農者 ・あっせん基準を満たす者



(3) 事業実施のための情報共有

農業委員会が農業者（売主、買主）から相談を受け、農業委員会あっせんによる機構活用の売買を計画される場合、農業委員会は下表の「農用地等売買に関する確認事項（農地売買等事務に係る事務処理要領の様式1）」を確認、調整しながら、機構へ連絡し、機構とともに売買事業実施の準備を進めていくこととなります。

※売買事業業務での主な確認事項（例）

農用地等売買に関する確認事項

	土地所有者（出し手）	買い受け者（受け手）
住 所		
氏 名		
年 齢	年 月 日生（年齢 才）	年 月 日生（年齢 才）
認定農業者等	—	認 定 ・ 否
土地利用計画	—	
現 在	—	
経 営 面 積		m ²
対 象 土 地	抵当権等 抵当権： 有 ・ 無 農用地区域： 内 ・ 外 地域計画： 内 ・ 外	
	筆 数	筆
面 積		m ²
売 買 価 格	円/全体	円/10a当たり
必 要 書 類	実印	⇒ 幹事会議に持参
	登記簿謄本（登記全部事項証明書）	⇒ 幹事会議に持参
	土地権利証（登記簿別情報通知）	⇒ 従属計画の場合不要
	印鑑登録証明書	実印（本人・保証人等） 印鑑登録証明書（本人）
	住民票又は法人登記事項証明書	住民票又は法人登記事項証明書
	構成員名簿（法人の場合）	認定農業者等 認定証(写し) 農業経営改善計画書(写し)
公 園（14条地図）	固定資産評価証明書	認定農業者等 認定証(写し) 農業経営改善計画書(写し)
	土地代振込先口座名・番号	⇒ 振込先の通帳又は通帳の写しを持参
公 園（14条地図）		法人の場合構成員名簿も
法令遵守状況	別紙チェック表で出し手から問題がないことを聞き取り	

農地売買等支援事業（国庫）の場合、認定農業者等が必須条件です。

◎ 抵当権等が現存していれば、事前抹消登記が必要。

◎ 地域計画内・外

譲渡所得税特別控除は、農用地区域内の農用地等です。

※ 必要書類はあっせん会議の時に持参

市町別農地集積(機構転貸)実績

単位: ha

	転貸面積(県認可面積)												調整 (解約・ 再貸付等)	計
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	累計		
下関市	61	358	132	131	130	23	53	61	113	187	160	1,409	255	1,154
宇部市	25	77	4	22	7	78	28	18	2	11	42	314	46	268
山口市	26	126	463	313	175	175	132	213	124	266	386	2,399	648	1,751
萩市	148	344	145	97	40	29	58	9	28	35	210	1,143	346	797
防府市	41	38	77	73	38	29	116	57	52	89	107	717	219	498
下松市	0	0	4	0	2	0	0	1	0	0	0	7	4	3
岩国市	0	1	2	4	14	11	5	2	9	13	17	78	7	71
光市	0	11	4	61	4	6	11	2	7	47	4	157	56	101
長門市	303	216	124	72	66	51	79	102	107	127	108	1,355	328	1,028
柳井市	42	76	24	67	24	16	17	54	37	46	195	598	217	381
美祢市	0	134	43	116	29	112	10	22	40	8	24	537	26	511
周南市	2	58	17	11	8	22	32	18	14	31	27	240	10	230
山陽小野田市	0	12	83	26	9	19	4	7	14	28	54	255	58	197
周防大島町	3	2	6	18	9	4	7	4	0	4	10	67	22	46
上関町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田布施町	32	18	8	34	39	4	9	31	16	12	37	240	58	183
平生町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
阿武町	21	1	0	232	6	4	2	2	74	0	27	369	87	282
計	704	1,472	1,136	1,277	598	581	563	603	636	904	1,405	9,878	2,377	7,501

注) 合計欄の数値は、小数点第1位を四捨五入して表記しているため、市町の合計と一致しない。
各年度の転貸面積数値は、県認可時の数値(公告日基準)で、その後の変更等による減少した面積等は反映していない。

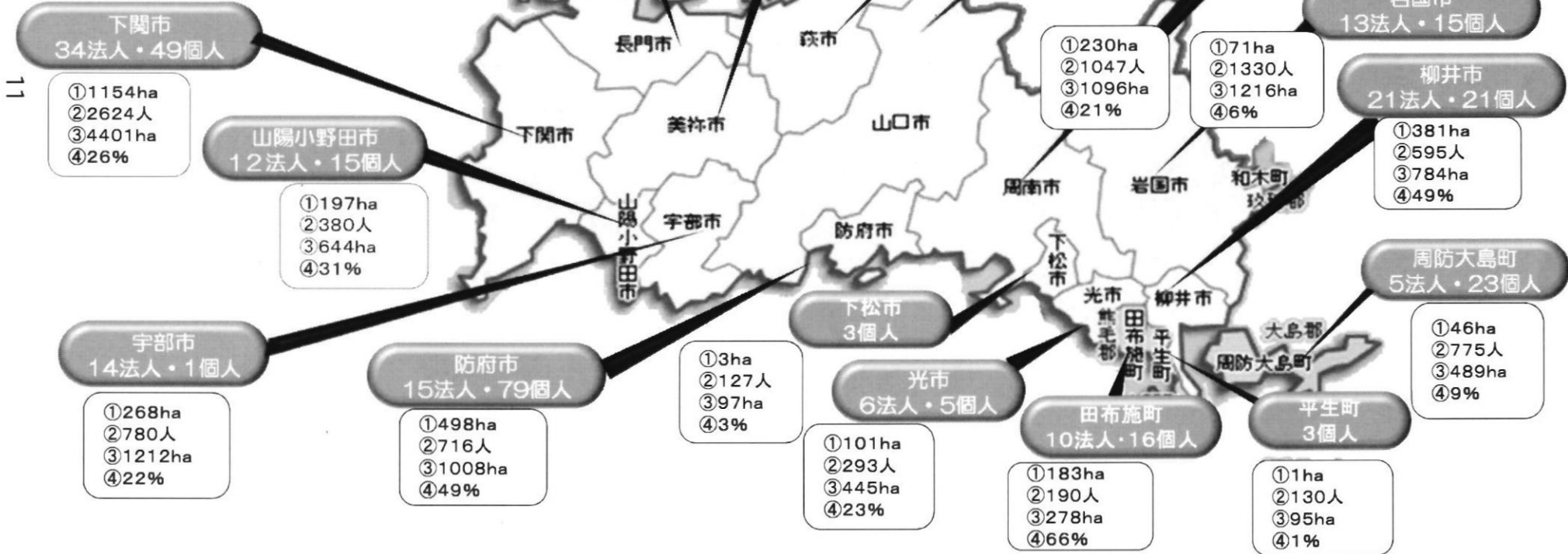
やまぐち農林振興公社から農地を借り受けている経営体数【R7年3月31日時点 継続契約分】

農地中間管理事業による転貸契約（平成26年3月27日～令和7年3月31日の間）契約継続中の経営体数（法人、個人別）

820経営体（内法人320）7,501ha

- ※市町における公社活用状況
（2020年農林業センサス数値との比較）
- ① 公社貸借継続面積（ha）
 - ② 農林業センサス 当該市町の経営耕地のある経営体数
 - ③ 農林業センサス 当該市町の経営耕地面積（ha）
 - ④ ③に対する①公社貸借面積の割合

※県全体
経営耕地のある経営体 15717
面積 25,330ha
うち[所有]経営耕地経営体 15148
面積 12,572ha
うち[借入]経営耕地経営体 5190
面積 12,758ha



2段階方式

令和7年度 農用地利用集積等促進計画(集積)及び農用地利用集積等促進計画(配分)に関する公告スケジュール(案)

(公財)やまぐち農林振興公社

機構の手続き	促進計画(集積)の案提出×切 (市町→機構)	促進計画(集積)の認可申請 (機構→市町)	市町長の認可認可の公告 (市町HP等掲載)	促進計画(配分)の案提出×切 (市町→機構)	促進計画(配分)の認可申請 (機構→県)	知事の認可認可の公告 (県HP掲載)
1回目	促進計画(集積)の認可申請(機構→市町)10日前	各市町において設定する×切日	各市町において設定する日	4月30日 水	6月13日 金	6月27日 金
2回目				7月31日 木	9月12日 金	9月26日 金
3回目				10月28日 火	12月12日 金	12月19日 金
4回目				12月26日 金	2月13日 金	2月25日 水

12



※県認可・公告事務の権限移譲を受けていない市町のスケジュールは、別途協議します。

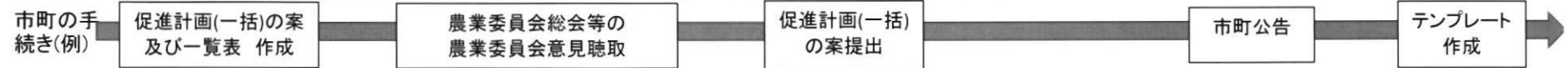
一括方式

令和7年度 農用地利用集積等促進計画(一括)手続きスケジュール(案)

機構の手続き	○促進計画(一括)の案 一覧表提出×切 ○促進計画(一括)の 素案提出×切 (市町→機構)		地域計画外 利害関係人の意見聴取		○促進計画(一括)の 案 提出×切 (市町→機構)		促進計画(一括)の 認可申請 (機構→市町)		市町長の認可 認可の公告 (市町HP等掲載)	○テンプレートの 作成・提出×切 (市町→機構)
1回目	2月10日	月	2月14日	金	2月21日	金	2月27日	木	3月19日	木
2回目	4月3日	木	4月8日	火	4月15日	火	4月17日	木	4月22日	火
3回目	5月2日	金	5月8日	木	5月15日	木	5月19日	月	5月22日	木
4回目	6月3日	火	6月9日	月	6月16日	月	6月17日	火	6月20日	金
5回目	7月3日	木	7月8日	火	7月15日	火	7月16日	水	7月22日	水
6回目	8月4日	月	8月8日	金	8月15日	金	8月18日	月	8月22日	金
7回目	9月3日	水	9月8日	月	9月15日	月	9月17日	水	9月22日	月
8回目	10月3日	金	10月8日	水	10月15日	水	10月17日	金	10月22日	水
9回目	11月4日	火	11月7日	金	11月14日	金	11月17日	月	11月21日	金
10回目	12月3日	水	12月8日	月	12月15日	月	12月17日	水	12月22日	月
11回目	12月25日	木	1月8日	木	1月15日	木	1月16日	金	1月21日	水
12回目	2月3日	火	2月6日	金	2月13日	金	2月17日	火	2月20日	金

各市町において
設定する日

各市町の認可・公告し
た概ね1か月後※※



※県認可・公告事務の権限移譲を受けていない市町のスケジュールは、別途協議します。
 ※※テンプレートの作成・提出(市町→機構)については、当面機構にいただいた促進計画(一括)の素案提出の時の
 一覧表を、機構でテンプレートに転記した後、足りないデータを埋めていただく作業を行っています。